

保育所民営化(社会福祉法人への移譲)に係る
地区説明会 資料

平成19年12月

いわき市保健福祉部
児童家庭課

○ 保育所の民営化（社会福祉法人への移譲）について

1 民営化（社会福祉法人への移譲）の理由

(1) 少子化の進行や核家族化、近隣住民との関係の希薄化などの社会情勢の変化や、ライフスタイルの変化、職業・就労形態の多様化など、保育所を取り巻く環境が大きく変化しています。

⇒ 多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するなど、利便性に配慮した保育所運営がますます必要となっています。

(2) 公立保育所では、多くの施設で老朽化が進んでいます。

⇒ 保育環境の向上を図るため、計画的な施設整備が必要となっています。

(3) 今後、保育サービスのさらなる充実や老朽施設の整備等を図るため、保育所の整備や運営に係る経費はさらに増大することが予想されます。

⇒ 効率的な運営に努めることも必要となっています。

<保育所民営化のイメージ>

保育所を取り巻く状況

少子化の進行

核家族化の進行

地域関係の希薄化

就労形態の
多様化

公立保育所の
老朽化

厳しい地方
財政環境

取り組みの方向性

多様な保育ニーズ
への柔軟な対応

保育環境の整備

効率的で安定した
保育所運営

具体的な取り組み

公立保育所の民営化

乳児保育・
延長保育・
障がい児保育
の充実

保育所運営費や
整備費への
国庫補助の
活用促進

地域の子育て
家庭に対する
支援

“就労と子育ての両立支援の推進”

将来にわたり、保育所を必要とするすべての児童に
安定的な保育サービスの提供

2 民営化（社会福祉法人への移譲）計画の内容

当面、都市部において、現状のまま移譲できる 19 保育所について 4 年程度の間隔で 4 施設程度ずつ民営化します。

平成 21 年度には、市内で保育所運営の実績のある社会福祉法人に次の 4 保育所を移譲する予定です。

梅香保育園 愛宕保育所 植田保育所 好間保育所

※ 「いわき市における保育所整備のあり方について(平成 16 年 10 月 29 日答申)」及び「いわき市における保育所整備の具体策について(平成 18 年 2 月 10 日答申)」の市社会福祉審議会からの 2 つの答申に基づき市の計画として決定しました。

3 民営化（社会福祉法人への移譲）の効果

(1) 多様な保育ニーズへの柔軟な対応

市内で保育所を運営する社会福祉法人には、乳児保育、延長保育、一時保育など多様な保育サービスに積極的に取り組んできた実績があります。

このことから、社会福祉法人への移譲により、多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応できます。

(現在の多様な保育サービスの実施状況)

	施設数	乳児保育	延長保育	一時保育	土曜日 午後保育
公立	42	10	0	3	4
社会福祉法人立	20	20	20	11	20
計	62	30	20	14	24

(2) 保育環境の向上（保育所整備の促進）

市においては、公立の老朽施設を順次計画的に建て替える方針ですが、社会福祉法人に移譲した保育所についても、国の助成制度を活用した建て替えが可能となることから、公立・社会福祉法人立ともに、施設整備の促進が期待できます。

保育所の建て替えには、1 施設約 3～4 億円(建物)程度が必要となります。

公立	国の整備費補助が平成 17 年度末で廃止されたことから、今後すべて市の財源で賄わなければならなくなりました。
社会福祉法人立	国の整備費補助や民間の助成制度が引き続きあることから、制度を活用した建て替えが期待できます。

(3) 効率的で安定した保育所運営（国の負担金の活用）

市においては、地方交付税が毎年度削減されるなど、厳しい財政状況となっております。

このような中、社会福祉法人立保育所の運営費については、公立保育所と異なり、引き続き国の負担金が維持されており、社会福祉法人への移譲によって、国

の負担金を活用できることから、公立・社会福祉法人立保育所運営費全体の財源確保が図られ、安定した保育所運営が期待できます。

平成 18 年度決算で、公立・社会福祉法人立合わせた経費は約 55 億 6,300 万円となっています。

公立	三位一体改革により、国の運営費負担金が平成 16 年度から一般財源化（地方交付税に算定）されましたが、地方交付税は減少を続けています。
社会福祉法人立	国の運営費負担金が維持されています。

(4) 地域の子育て家庭に対する支援

社会福祉法人に移譲することにより、地域の母親などを対象とした育児講座や園児と小中学生が触れ合う交流事業などの充実・強化が図られ、家庭で子育てしている親子に対するより一層の支援が期待できます。

(参考) 社会福祉法人について

- ・ 公立保育所の移譲先となる社会福祉法人は、社会福祉法に基づき、保育所運営をはじめ社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、営利を目的としない法人です。
- ・ 社会福祉法人立保育所の運営に要する経費は、保育所の運営や児童の処遇等に関連する支出に限られており、その他の使用は認められておりません。
- ・ 社会福祉法人が解散する場合の残余財産は、あらかじめ定款に定められたもの（社会福祉法人）にしか帰属せず、それ以外の処分されない財産は、国庫に帰属することとなります。
- ・ 市は、社会福祉法人立保育所に対して、運営状況、児童の処遇等の全般にわたり、適正な運営に向けた指導・監督を行っています。

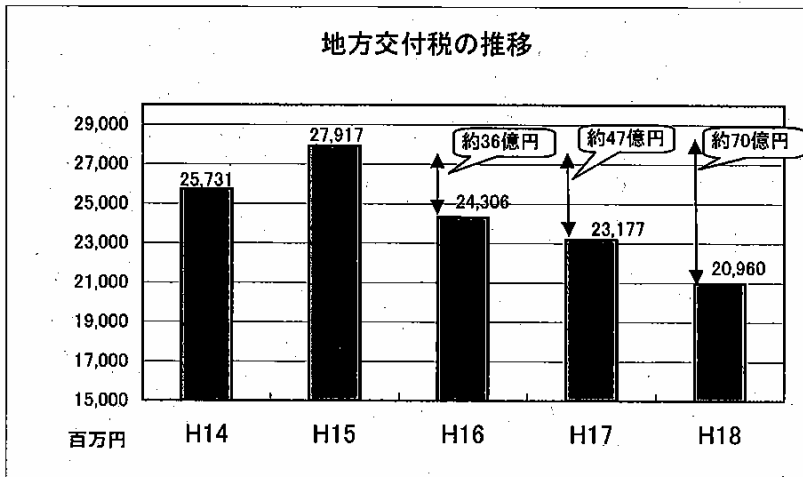
※ 市内の保育所を運営する社会福祉法人は、現在、18 法人（20 保育所）あり、既に 12～59 年の運営の実績を有しています。

(施設数・入所児童数)

	施設数	児童数（平成 19 年 9 月 1 日現在）
公立	42	2,789人 (50.6%)
社会福祉法人立	20	2,727人 (49.4%)
計	62	5,516人

厳しい財政状況

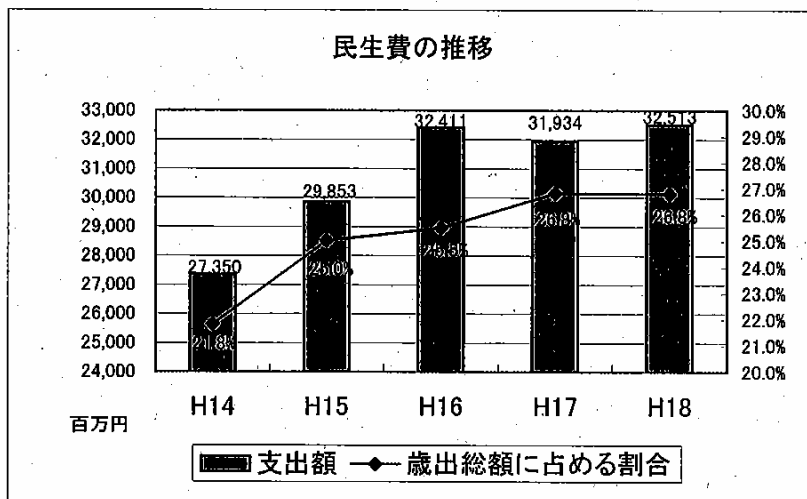
市の財政状況は、児童福祉費などの民生費が増加する一方で、三位一体の改革などにより、平成16年度以降、国から自治体へ配分される地方交付税が毎年度大幅に減少し、それを財政調整基金などの積立基金を取り崩して対処しなければならないという厳しい状況が続いております。



※臨時財政対策債を含む。

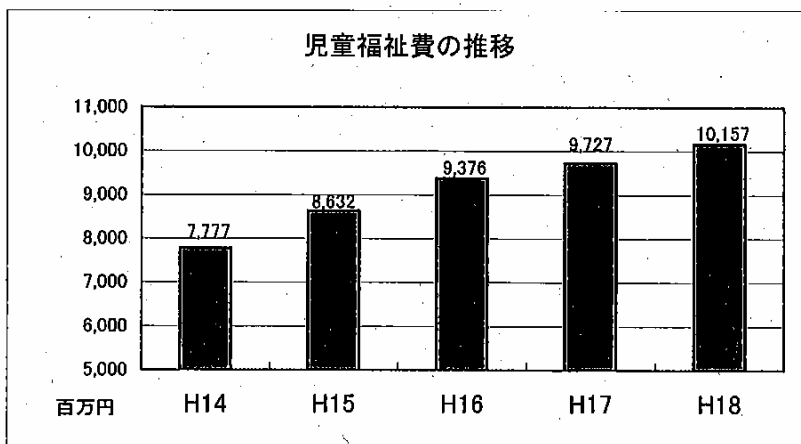
【地方交付税】

歳入のうち、地方交付税は、三位一体改革により、平成16年度以降大幅な減少に転じ、改革前の平成15年度に比べ平成18年度は約70億円の大幅な減少となっています。



【民生費】

歳出のうち、児童福祉費など社会福祉に関連する民生費（児童や高齢者、障がい者の福祉、生活保護など）は、平成14年度の約274億円から平成18年度には約325億円と、4年間で約51億円の増となっており、歳出総額に占める割合も、21.8%から26.8%と、5%の伸びとなっています。



【児童福祉費】

民生費のうち、保育所の運営費などが含まれる児童福祉費は、平成14年度の約77億8千万円から毎年増加し、平成18年度には約101億6千万円と、4年間で約23億8千万円の増となっています。

○ 「現在の保育所」と「社会福祉法人へ移譲後の保育所」の比較

※ 以下の内容は、これまでの保護者の御意見・御要望や検討会での協議などを踏まえ、まとめたものです。

項目		現 在	移 譲 後
設置主体		公立（いわき市）	私立（社会福祉法人）
定 員		梅香（100名）、愛宕（150名） 植田（110名）、好間（70名）	変わりありません。
保 育 料		所得に応じて市が決定しています。	
保護者の負担		教材費、保護者会費など	
保育の内容		国が決めた「保育所保育指針」に従っています。	
職員の数		保育士や調理員の数は、国が決めた「児童福祉施設最低基準」や「特別保育事業の要件」に従っています。	
年間行事		入所・満了式、運動会、保育参観、遠足、保育発表会、夏まつり など	
安全管理・防犯 健康診断		国の決めた「児童福祉施設最低基準」や国からの「通知」に従っています。	
保 育 時 間	平 日	7:30～18:00（10時間30分）	7:00～18:00（11時間） （延長保育・18:00～19:00） ※ 市内法人の一般的な保育時間
	土 曜	7:30～13:00（5時間30分）	
特 別 保 育	延長保育	実施していません。	新たに実施します。
	乳児保育	実施していません。	
	障がい児保育	実施しています。	変わりありません。
給食の献立		市の栄養士が作る献立を利用しています。	変わりありません。 （栄養士がいる社会福祉法人では、保護者と法人の協議で、独自の献立も利用できます。）
賠償責任保険等		傷害保険、賠償責任保険に加入しています。	同種の保険に加入します。
引き継ぎ		行事の見学、事務引継（毎月1回程度）、合同保育を行います。	
そ の 他		移譲先法人決定後は、保護者会・法人・市による三者協議会を設置し、必要に応じて開催して、より良い保育に向けた協議を行います。	